

# モゴール (Mughūl) 朝期の ソユールガール (Soyūrghāl) 制 についての覚書

恵 谷 俊 之

## I

インドのモゴール (Mughūl) 王朝時代 (1526—1857 A.D.) に一種の恩賞地制度である Soyūrghāl と云う制度が行われたが、この王朝の会典「アーイーニ・アクバリー」(Ā'in-i Akbari) にみられる記述を通して、その性格を追究してみよう。

ソユールガール (Soyūrghāl) とは語源的にもトルコ・モンゴール系の語であって<sup>1)</sup>、モゴール朝乃至は汎くインドのイスラーム諸王朝に多くみられるトルコ的乃至モンゴールの背景をもつ諸制度の一つである。最近、村上正二氏が、「モンゴル朝治下の封邑制の起源——とくに Soyurghal と Qubi と Emčü との関連について」<sup>2)</sup>と題する論考を発表せられ、Soyūrghāl 制の原始モンゴールの起源を「元朝秘史」を主として用いつつ追究された。氏は同論文で、モンゴール族支配期乃至以降の西方イスラーム諸国、すなわち、イル汗国、キプチャク汗国、オスマン帝国にも同様の制度があったことを指摘されたが、インドのイスラーム諸王朝に於けるそれについて触れて居られないようである。そこで筆者は補足の意味をもかねて、トルコ・モンゴール起源をもつこの制度が、トルコ・モンゴール族の西方発展の波によってインドまでもたらされた、云わば、インドに於ける終末型態、インディアン・ヴァリエントを把えてみようと思うのである。

## II

さて、モゴール朝の行政制度全般を詳述した「アーイーニ・アクバリー」(Ā'in-i Akbari)<sup>3)</sup>、いわゆる「アクバル会典」第2巻、アーイーン (Ā'in) 19 は、ソユールガールに関する記載にあてられている。それによると、

「皇帝〔アクバル Akbar〕は諸種の人民に恩賜 (‘atīfat) を与えた。神の授け給うた高邁な睿智によって、彼はこれを神聖な宗教的行為と考えた。

帝は 階級の別を 明らかにするために、次の 四種の人々に土地 (zamin) と日給 (rūzina) を下賜した。①あらゆる世俗的業務から退き、昼夜の別なく研鑽にいそしむ真理の探究者 (āgahī joyān), ②私欲を放擲し、人間性としての利己的感情と戦いながら、社会から隠遁し、苦行に努めるもの (ranj kashān), ③弱者・貧者 (darmāndgān-i tahidast) にして、生活維持に堪えないもの、④名門の生れ (buzurg zādagān) でありながら、知識の欠如から独力で商業に従事して自活できぬもの。

現金 (naqd) で支払われる日給は、Wazīfa と呼ばれる。下賜される土地は Milk 又は Madad-i Ma'āsh と呼ばれる。このようにして、何クロールも賜与された。しかも、それは日々に増加している。該当者の身辺が下賜がなされる前にあらかじめ調査されねばならない。そして、彼らの請願は公正に考慮されねばならない。正しい意図をもった経験ある人が、この職に雇傭されるべきである。彼はあらゆる側と平和的であり、言行に於いて人民大衆に対し親切であらねばならぬ。そのような官吏が Şadr と呼ばれる。Qāzī と Mir'Adl は彼の命令下にある。彼は重要な義務の履行に際し、財政業務を取扱うところの、今日 Diwān-i Sa'adat と呼ばれる書記官によって補佐される。帝はその寛仁に於いて、官吏達に下賜の対象としてふさわしい者を紹介するように下命された。そして幾多のものが、彼らの希望する扶助を受けた。』<sup>4)</sup>

とあり、ソユールガールとは皇帝が特定の臣下に恩賜を授けることであり、それは土地の形で、又は現金の形で支給された。前者は Wazīfa、後者は Milk 又は Madad-i Ma'āsh と呼ばれ、下賜の対象としては、①学者、②隠者・苦行者、③弱者・貧者、④名門出身の自活不能者、があげられている。そして、この制度の施行の事務を司る官吏は Şadr と呼ばれ、Qāzī, Mir'Adl と呼ばれる官吏達に補佐されたことがわかる。この記述で、この王朝に於けるソユールガールの大体の性格が理解できたと思う。すなわち、この制度は隠者・貧者らに対する Charity Grant であって、慈善的な性格のものである。同じく皇帝から臣下に給付されるジャーギル jāgir すなわち、家臣の皇帝に対する各種の忠誠奉仕に対して反対給付される封邑とは本質的に異なる点に注意すべきである。(後者はヨーロッパの中世封建社会にみられる臣下の“fidelitas”に対して君主から与えられた“beneficium”としての“fief”, “Lehen”にあたるものと考えられる。)

ところで、同会典は、先の記述について、この制度を実際に運用するにあたって、各種の弊害、不正が起ったことを述べている。すなわち、

「帝〔アクバル〕が本局の査閲に着手したときに、前任の Şadr 達が収賄罪を犯し、

不正な行為があったことが判明した。彼はそこで、側近の顧問達の推薦で *Shaykh* ‘Abd’*n*-Nabī をこの重要な官職に任命した。当時、*Afghān* 人や *Chaudrī* 達によって保有されていた土地は回収され、国有地 (*khālīṣa*) となった。一方、他のすべての下賜の受領者は *Shaykh* に照会され、下賜に関して査閲をうけ、証明をうけた。暫らく後に、下賜受領者が土地を同一地所で保有していず、一方 *khālīṣa* 地近傍の *Manṣabdār* (俸禄享受者=家臣、騎士) の *jāgīr* (采邑) 地の側に土地を保有する弱小者が損害をうけ、不正者によって蚕食されている事実が報告された。帝はそこで、彼らは彼らを選択した一地所のみを占有するよう命令した。この命令は双方にとって有益なものであった。政府の官吏達はこの命令を受取って、この目的に沿って村落に発令した。弱小者は保護され、不正者の土地兼併が阻止された。しかし、時は経過と共に、その秘密のヴェールをはぎはじめた。この *Ṣadr* (‘Abd’*n*-Nabī) に関する悪評が帝の耳に入った。そこで 500 *biḡha* 以上を占有するすべての者は、それぞれ彼らの勅許状 (*farmān*) を帝の許へ提出する、また、もしこれを怠ったものは彼らの土地を失うことになるとの勅令が發布された。しかしながら、これらの下賜享受者達の実際の行動は報明な帝の意向に沿わず、勅令はただ 100 *biḡha* 以上の土地過当保有者は、勅許状に特記されていない限り、その<sup>3</sup>/<sub>5</sub>に減量し、過当の<sup>2</sup>/<sub>5</sub>は国有地に回収されるべきであると云うにとどまった。ただし、イーラーン人 (*Īrānī*) とトゥーラーン人 (*Tūrānī*) の婦人達はこの規定から免除された。不謹慎で貪慾な者達が彼らの古い地所を離れ、新しい地所を占有する傾向があることが報告されたので、何人もその古い地所を離れるものは、その地積の<sup>1</sup>/<sub>5</sub>を失い、新たに下賜を申請すべきことを命令した。また帝は、*Qāzī* 達が土地保有者から賄賂を受取る慣習があることを知って、神の御意にのっとって、もはやこれらの尊嚴の印にターバンをつけてはいるが、内心悪辣なもの達、長い袖衣をつけてはいるが、厚顔無恥なもの達 (= *Qāzī*) に信頼を置かない決心をした。彼は事態をすっかり調べ、*Sultān Khwāja* の *Ṣadr* 職時代に任命された以外のすべての *Qāzī* 達を解職した。イーラーンとトゥーラーンの婦人達もまた、欺瞞罪に問われた。そして 100 *biḡha* 以上の一切の土地過当所有者は正当に所有されているものかどうか調査すべしとの議定が採択された。<sup>5)</sup>

とあるように、その施行に際し、*Ṣadr* や *Qāzī* の収賄、不正行為によって乱脈をみたようである。

さて、こうして支給された土地は下賜享受者一代限りのものであったか、或は子孫に

世襲される永代的なものであったか。この点については、やや明確さを欠くが、H. Blochmann は、「そのような土地 (Soyūrghāl 地) は世襲的であった。その故に、それは特定の期間俸給の代りに Manṣabdār に支給される jāgir 又は tuyūl 地と異なる。」<sup>6)</sup>と述べ、世襲的なものと考えられた。一方、W.H. Moreland は、「そのような下賜の保有期間は適当期間とのみ記載されており、その多くは終身期間又は一代以上の期間を意味したが、実際には政策の転換や、担当官吏の交替によっても取消又は消還が行なわれた。」<sup>7)</sup>と述べ、終身限りの場合もありえたと考えている。

次に、この Soyūrghāl 地は政府の租税徴収に対して、次の史料が示すように、一種の不輸不入 (Immunität) の特権をもっていたようである。

「帝国内に於ける平和と安寧のため、下賜享有者は庭園内に彼らの土地の地取りをしはじめ、それによって、非常な利益をえ、官吏——彼らは Soyūrghāl 保有者にとって何ほどが充分であるかの概念をもっている——の貪慾さをそそり、租税を要求さすほどであった。しかし、これは帝の意をよみせず、かかる所得は干渉すべきものでないと命令した。」<sup>8)</sup>

そして、

「現行の法規 (すなわち、Abū'l-Faḍl が本会典を執筆した時期) は次の如くである。すなわち、あらゆる Soyūrghāl 地はその<sup>9)</sup>が現在耕作している土地から、残り<sup>10)</sup>は耕作可能の土地からなるべきである。もしも、後の半分がそうでないならば (=全部が耕地であるなら)、全体の<sup>11)</sup>は撤収され、残余に対しては、新しい下賜が行われる。」<sup>9)</sup>

とあるように、少くとも制度的には、現耕地と可耕地の半々からなっていたらしい。

### III

以上で、モゴール朝に於ける Soyūrghāl の性格がほぼ理解できたと思われる。要約してみると、ソユールガルとは、①皇帝から特定の臣下に恩賞として現金又は土地の形で下賜されるもので、②その対象は学者・隠者・貧者らで、慈善的な性格のものであり、③下賜保有者は終身又はそれ以上の期間享受を許され、④その土地は一種の不輸不入の特権をもち、⑤現耕地・可耕地の各半々からなっていた。

ところで、このモゴール朝、アクバル時代 (1556—1573) に於けるこのような Soyūrghāl (地) の性格は、トルコ・モンゴールの原始型態とどのように違うかを次に眺めてみて、本稿を結びたい。

村上氏によれば、チンギス汗のモンゴリア高原に於ける部族統一期、初期モンゴール社会に於ける “ソユールガル” (莎余<sub>音</sub>児<sub>中</sub>合<sub>音</sub>, Soyurḡal) とは、

「《勲功》のとくに大きい Nökör (従士) たちに対して、同族的結合の復活と重要官職の授与を通じて、各々委任した千戸集団への実質的支配を容認し、これらに俸禄や恩給などを支給し、あるいは私有民への支配権を認め、または刑法上ならびに、財政上の “Immunität” や榮譽権などを賦与したこと、——(中略)—— 以上のような諸特権の賦与を内容とした恩賞 (beneficium) の総体を意味した」<sup>9)</sup>

のであったが、モゴール朝アクバル期に於いては、先きにみたように非常に性格が異なっている。その下賜対象も家臣に対してではなく、貧者、隠者らであり、むしろ、内容的にはモゴールの封建家臣たる Manṣabdār に対して俸禄 (manṣab) として支給された jāgir や tuyūl の制度が、モンゴール初期のそれに当たると考えられるのである。

(筆者は京大大学院文学研究科博士課程)

#### 註

- 1) 中世蒙古語の代表的資料「元朝秘史」に屢々登場する「莎余<sub>音</sub>児<sub>中</sub>合<sub>音</sub>」 Soyurḡal (cf. E. Haenisch : Wörterbuch zu Mangḡol un niuca tobca'an, Leipzig 1939, S. 136) <verbal root, soyurḡa- / Chaghatai Turkish, soyūrghāl <verbal root, soyūrghā- (cf. M. Pavet De Courteille : Dictionnaire Turk-Orientale, Paris 1870, pp. 363-4). なお、那珂通世、「成吉思汗実録」は上の語を「恩賜」又は「恩賞」と訳している。(改訂版 p. 285, 286, 289, Passim)
- 2) 村上正二「モンゴル朝治下の封邑制の起源——とくに Soyurghal と Qubi と Emčü との関連について」(東洋学報第44巻3号)。
- 3) The Ā'in-i Akbarī by Abū'l-Faḡl 'Allāmī. English translation by H. Blochmann (*Bibliotheca Indica* Series No. 61, vol. I), Calcutta 1939. Persian text ed. by H. Blochmann (*Bibliotheca Indica* New Series No. 112.), Calcutta 1867.
- 4) Abū'l-Faḡl: Op. cit., p. 278. Persian text, Op. cit., p. 198.
- 5) Abū'l-Faḡl: Op. cit., p. 279. Persian text, Op. cit., pp. 198-9.
- 6) ibid. Note by H. Blochmann, p. 280.
- 7) W.H. Moreland: *The Agrarian System of Moslem India*, Allahabad 1929, p. 99.
- 8) Abū'l-Faḡl: Op. cit., p. 280. Persian text, Loc. cit.
- 9) 村上正二: Op. cit., p. 13.